

令和6年3月7日(木) 14:00	
資料提供(文化庁と同時提供)	
担当課・班	文化遺産課 保存班
担当者	御船、仁科
電話	073-441-3738

## 国の登録有形文化財(建造物)が新たに登録されます!

国の文化審議会(会長 佐藤 信)は、令和6年3月15日(金)に開催される同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、下記文化財の登録について文部科学大臣に答申を行う予定です。

### 記

#### 1 登録有形文化財(建造物)の新規登録

- 旧岩橋家住宅 3件(海南市)  
事務所兼主屋、煉瓦蔵、土蔵
- 崎山家住宅主屋 1件(広川町)
- 菌家住宅 7件(御坊市)  
主屋、人形蔵、離れ、西土蔵、東土蔵、南土蔵、片塀
- 岡崎家住宅(旧栗須家住宅) 4件(新宮市)  
主屋、蔵、納屋、石塀

【詳細は別紙のとおり】

#### 2 今回の登録後の県内の登録文化財件数

国登録有形文化財(建造物) 132か所 357件

#### 3 その他

- ・これらの文化財は、答申の後、所定の手続きを経て、正式に登録有形文化財(建造物)となります。
- ・写真データが必要な場合は、[e5007001@pref.wakayama.lg.jp](mailto:e5007001@pref.wakayama.lg.jp)までご連絡いただければ提供します。

#### 報道解禁(文化庁と同時発表のため)

- テレビ・ラジオ・インターネット: 3月15日(金) 17:00
- 新聞: 3月16日(土) 朝刊以降  
(万が一、答申が遅れた場合は別途連絡いたします。)

きゅういわはしけじゅうたく じむしょけんおもや れんがぐら どぞう  
旧岩橋家住宅 事務所兼主屋、煉瓦蔵、土蔵

所在地：海南市黒江字南ノ町659他

登録基準：全て（一）

漆器問屋が並ぶ黒江の川端通り沿いに所在し、当地屈指の実業家であり初代黒江町長も務めた岩橋新三郎によって建てられた住宅である。現在は飲食店として活用されている。

事務所兼主屋は二階建、入母屋造、瓦葺で、明治45年(1912)建設の大型町家である。敷地南側の庭園に面して上質な続き間座敷を配する。続き間座敷は良材を用い、天井を高く造り、縁を通して開放的に庭園の眺望を楽しむことができる。

事務所兼主屋の西隣に建ち、外観を土蔵風にみせる重厚な造りの煉瓦蔵や、敷地南東隅にL字型に建ち、漆器等を収納する土蔵とあわせ、黒江の歴史的景観を形成している。



さきやまけじゅうたくおもや  
崎山家住宅主屋

所在地：有田郡広川町大字広1311

登録基準：（一）

旧広村中心部の文化財が集中する地区に所在する、かつての商家の住宅である。崎山家は代々塩の販売のほか、酒造業や石灰製造業、漁業や農業等広く事業を行っていた。主屋は明治後期に建設され、二階建、入母屋造、瓦葺で、東西に長い敷地の東端に建つ。正面南寄りを戸口とし、その北側に三連の出格子を設ける。二階の両端には袖壁を付ける。内部は通り土間の南北に各室を並べ、北西隅に奥座敷を配する。

奥座敷は床の間を備え、竿縁天井を張り長押を廻して格式高く造る。通りに面した主屋の重厚な外観は、旧家の建ち並ぶ当地の歴史的景観を形成している。



そのけじゅうたく おもや にんぎょうぐら はな にしどぞう ひがしどぞう みなみどぞう かたへい  
菌家住宅 主屋、人形蔵、離れ、西土蔵、東土蔵、南土蔵、片塀

所在地：御坊市菌691

登録基準：全て（一）

東西に延びる新町通りの北側に敷地を構える、かつて廻船業を営んだ商家の住宅である。広大な屋敷地には、主屋をはじめ多くの歴史的建造物が建つ。敷地北辺には二階建の離れ、西土蔵と東土蔵の三棟を並べ建て、東土蔵の東端から敷地東辺に向けてL字型に片塀で敷地を囲う。片塀は倉庫を兼ねた長大な塀で、その南端には南土蔵を建てる。また、敷地西隅には人形蔵を建てる。通りに面した主屋は、軒の低い町家で内外ともに質実な造りである。平屋建、入母屋造、瓦葺で、江戸末期に建設された。

内部は東側を通り土間とし、西側は四室を田字型に並べる。これらの建造物群は、今もなお歴史的風致の色濃い菌の町並み形成に大きく寄与している。



おかざきけしゅうたく きゅうくりすけしゅうたく おもや くら なや いしべい  
岡崎家住宅（旧栗須家住宅） 主屋、蔵、納屋、石塀

所在地：新宮市高田1702 登録基準：全て（一）

新宮市中心部から西へ向かった山間の盆地に開かれた集落である高田<sup>たかた</sup>に所在する住宅である。栗須家は高田の開祖と伝えられる家で、この住宅には昭和2年（1927）から岡崎家が住まう。屋敷地には、中央西寄りに主屋が東面して建ち、主屋の南側に納屋が、主屋及び納屋の南東の一段高い位置に蔵が建つ。敷地外周は石塀が取り囲む。主屋は平屋建、切妻造、瓦葺（元杉皮葺<sup>すぎかわ</sup>）で、江戸末期に建設された。内部は南側を土間とし北側に六室を配す。北東に位置する六畳の座敷は南側に広縁<sup>ひろえん</sup>を設け、押板形式の床や床差しの竿縁天井<sup>おいた</sup>など、古式な造りとする。重厚な石塀に囲まれたこの屋敷は、棚田が広がる農村地帯にある特色ある歴史的景観の形成に寄与している。また、主屋は県南部における近世民家の数少ない事例の一つとして貴重である。



屋敷全景



主屋外観

### 登録有形文化財（建造物）とは

文化財登録制度は、近代を中心とする多くの様々な文化財を保護するため、平成8年の文化財保護法改正によって導入された。届出制を基本とする緩やかな保護制度で、登録により規制に強く縛られることはなく、建造物の多様な活用を行いやすいことが特徴である。原則として建設後50年を経過した建造物のうち、一定の評価※を得たものが対象となり、全国で既に約14,000件の建造物が登録されている。

※登録基準（一）国土の歴史的景観に寄与しているもの

（二）造形の規範となっているもの

（三）再現することが容易でないもの